

## 大規模集客施設に係る積極的な広域調整機能（規模縮小）の実施 及び有効な立地規制ゾーニングの確立並びに中心市街地活性化策 の一層の支援についての意見書

平成 18 年 5 月の中心市街地活性化法及び都市計画法の改正に伴い、本市においても中心市街地の活性化が進展するものと大きな期待を寄せていた。

ご承知のとおり、中心市街地活性化法においては、選択と集中による国の重点支援が位置づけられ、改正都市計画法においては、都市機能の適正立地を確保するための土地利用コントロールの機能が十分に発揮されるよう、大規模集客施設の立地制限の強化や広域調整手続きの円滑化等が示された。

また、全国の米軍基地の約 75%を抱える沖縄県においては、「日米安全保障協議委員会(2 プラス 2)」において米軍嘉手納基地以南の広大な基地の返還が計画されており、返還後の跡地における大規模集客施設の乱立が懸念されているところである。

こうした大規模集客施設の誘致合戦は、一自治体のまちづくり推進の観点では望ましいものであっても、広域的な視点からは単なるパイの奪い合いに過ぎず、周辺自治体にとっては、大きな痛手となり、生活の場としての市街地の荒廃をも招きかねない。

改正都市計画法では、一市町村の範囲を超えて広域的な都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設の立地に関し、都道府県が広域的な視点に立って、その適正な立地の調整（広域調整）を行うこととしている。

沖縄県においても、平成 19 年 11 月に「大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン」を策定し、環境悪化、交通渋滞の激化等の観点から大規模集客施設の適正な立地を示しつつも、既存の競合する店舗などとの競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないものとする内容にとどまっている。

しかしながら他府県では、ゾーニングの設定等による立地規制或いは誘導や積極的な広域調整の展開など、先進的な取り組みもみられる。

沖縄県では、全国的な課題とは別に、基地の跡地利用という特殊事情を抱えており、広域調整の機能が十分に発揮できない。このようなことは、まちづくり三法の本旨から逸脱することになる。

沖縄県のガイドラインによると、沖縄振興計画などの上位計画との整合性が位置づけられているが、基地の跡地利用の推進がうたわれている沖縄振興計画と、まちづくり三法との整合性が図られていない。一方、国が中心市街地の活性化を推進する中で、沖縄県にあっては、中心市街地の活性化よりも米軍基地の跡地利用を優先するという結果となり、大きな矛盾点が露呈している。

かかる観点から、沖縄県土の均衡ある発展及び都市機能の適正立地に向けた、大規模集客施設に係る国・県の積極的な広域調整機能（規模縮小）の実施及び大規模集客施設の有効な立地規制ゾーニングの確立並びに本市中心市街地活性化策の一層の支援について要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日  
沖 縄 市 議 会

あて先

中心市街地活性化本部長（内閣総理大臣）

内閣府沖縄及び北方対策、防災担当大臣

国土交通大臣　防衛大臣　内閣府沖縄総合事務局長

沖縄県知事　沖縄県議会議長